

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「法人」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査・評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセス含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査の結果

#### 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、独立行政法人大学入試センター法第13条により、(ア) 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと、(イ) 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと、(ウ) 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと、(エ) その他前3項の業務に附帯する業務を行うこと、とされているが令和元年度におけるこれらの業務については、すべての業務において法令等に従い適正に実施されている。

従来の大学入試センター試験の実施に加え、令和3年1月から導入予定の大学入学共通テストの実施に向けては、組織体制の整備、関係者への広報活動など、積極的に取り組んでいる。また、入試改革に関連する調査研究体制の整備、充実に努めている。さらには、中期計画及び年度計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されており、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、令和3年1月に実施される大学入学共通テストにおいては、国語、数学における記述式問題の導入、英語四技能を測定する民間の資格検定試験を活用予定であったが、国の決定を受け、これらの導入は見送られた。その変更と対応について、受験生及び各関係機関等に十分周知徹底を図った。その際、記述式問題の採点業務に関連する契約が解約されたが、解約に伴う経費等については現在協議中である。

一方、今後、受験生の減少が想定されることから収入の減少が見込まれるが、大学入試センターの安定運営には永続的な財源の確保は必須である。主務官庁、関係諸機関との十分な連携を図りながら今後も継続して対応策を検討していく必要がある。

年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響が、今後見通せない中、令和3年1月からの大学入学共通テストについては様々な状況に対応していく必要がある。

## 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

独立行政法人通則法改正（平成26年6月）に際し、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。又、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

## 3 法人役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

## 5 業務実績報告書についての意見

令和元事業年度業務実績報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和2年7月13日

独立行政法人 大学入試センター

監 事 永 代 達 三

監 事 大 隈 暁 子

---

(注) 上記は、「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当独立行政法人が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

令和2年7月6日

独立行政法人大学入試センター

理事長 山本 廣基 殿

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伊澤 賢司 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小野寺 勝 

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人大学入試センターの令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

#### 強調事項

注記事項〔重要な債務負担行為〕1. 偶発債務に記載されているとおり、独立行政法人は令和3年度大学入学共通テストから導入する予定となっていた記述式問題の採点業務に関連する契約を令和元年9月に6,160,943,470円で締結したが、導入が見送られる判断が令和元年12月に発表されたため、令和2年1月に契約を解約している。解約に伴う損害賠償の額については、協議中であり確定していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

### 会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第19期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人大学入試センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

#### 独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにて決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにて決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

#### 利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上